

令和6年3月8日

保護者の皆様

愛知教育大学附属岡崎中学校
校長 江島 徹郎

緊急時における連絡機器の追加について

春寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、本校では、全国子ども会連合会などが推奨する携帯電話（docomo：キッズケータイ、KDDI：mamorino、SoftBank：みまもりケータイ、キッズフォン）に限り、所定の手続きを経たうえで所持を認めています。

しかしながら、昨今、登下校における安全確保の必要性が高まっていることから、生徒会役員を中心に前述の携帯電話に加え、フィーチャーフォン（ガラケー等）、スマートフォンの追加を検討してきました。

そして、試行期間と生徒会での議論を受けて、来年度4月から連絡機器の追加を決定しましたので、お知らせいたします。ご理解とご協力をいただきたく存じます。

記

- 1 追加で所持を認めるもの
フィーチャーフォン（ガラケー等）、スマートフォン
- 2 目的
 - ・緊急時の安全を確保するため
 - ・機器契約時の選択の幅を広げるため※本件における「緊急時」とは、災害や不審者との遭遇など、身の安全を確保すべき時です。
- 3 所持のルール
裏面「誓約事項」参照
- 4 所持までの流れ
 - ①新2、3年生は4月5日（金）に、新入生は4月4日（木）に、「携帯電話所持の申請書（令和6年度4月以降版）」を配付します。（全家庭にお渡します）
 - ②お子さまとよく相談し、裏面「誓約事項」に記載してあるルールをご確認のうえ、必要事項を記入（保護者自署）して、お子さまを通じて、担任へご提出ください。
 - ③学級担任が、「携帯電話所持の申請書（令和6年度4月以降版）」を受け取り、学校長から承認されたのち、受理確認が記入してある「携帯電話所持の申請書（令和6年度4月以降版）」を担任から受け取ることで、手続き完了です。
- 5 その他
 - ・提出された「携帯電話所持の申請書（令和6年度4月以降版）」のコピーを、学校で保管します。
 - ・所持申請をしていない連絡機器の持ち込みは認めません。必ず申請をお願いします。
 - ・本件に際し、心と体の健康、お金の面で安全・安心が保たれること、また附中生としての品位ある行動が必要だと生徒会の議論の場で伝えていきます。申請の際には、所持の目的・使い方についてご家庭でもご検討ください。

※本案内は、3月8日（金）ウェブサイトに掲載し、新入生にも伝えます。

【問い合わせ先】

愛知教育大学附属岡崎中学校 教頭
電話 (0564)51-3637 FAX (0564)54-4518
E-mail : f-oka-jh@aeuacc.aichi-edu.ac.jp

携帯電話所持の申請書（令和6年度4月以降版）

見本

次の【誓約事項】に同意しますので、令和7年5月末まで、学校に携帯電話を持たせることの許可を、申請します。

- ・登下校中は、かばんにしまいます。緊急時の安全確保にかぎり使用します。
- ・学校内では、電源を切ってかばんにしまったうえで、ロッカーに入れ、鍵をかけます。
- ・機器の貸し借りはしません。
- ・携帯電話の破損・紛失・情報の漏洩等は自己責任とします。
- ・所持に関しては、各家庭でよく話し合い、最終的には保護者の判断、責任とします。
- ・上記誓約事項を遵守できない事態が発生した場合は、許可を取り消すことに同意します。
- ・トラブルの際は、すみやかに保護者・教員など、身近な大人に相談します。

※参考 ～携帯電話を使用するうえで意識すべきこと～

- ・携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理する。
- ・使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合う。
- ・フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をする。
- ・インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知ったうえで使用する。

(例) <https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>

◆申請機種（チェックをお願いします）

- キッズケータイ
- フィーチャーフォン（ガラケー等）
- スマートフォン

※年度途中で申請済みの機種から変更がある場合は、新たに申請をお願いします。

◆申請理由

申請日 令和6年 月 日

申請者 保護者名 _____ (保護者自署)

生徒名 年 組 番 _____

受理確認

令和6年 月 日

学級担任 _____

生徒指導主事 _____